二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

法人	貸付けの日の属する期間	利率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	平成二十九年七月一日から平成二十九年九月三十日まで	年一厘一毛
	平成二十九年十月一日から平成二十九年十二月三十一日まで	年一厘
	平成三十年一月一日から平成三十年三月三十一日まで	年一厘七毛
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	平成二十九年七月一日から平成二十九年九月三十日まで	年一厘一毛
	平成二十九年十月一日から平成二十九年十二月三十一日まで	年一厘三毛
	平成三十年一月一日から平成三十年三月三十一日まで	年一厘

二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

法人	貸付けの日の属する期間	利率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	平成二十九年七月一日から平成二十九年九月三十日まで	年一厘一毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	平成二十九年七月一日から平成二十九年九月三十日まで	年一厘一毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

○国土交通省告示第百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成三十年二月五日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
十八	ＳＢＩアーキオリティ株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号	省令第十五条各号に掲げる区分	宮城県仙台市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部は、大島町、利島村、新島	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号	平成二十七年九月九日	指定をした日から五年間

改正前

別表

指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
十八	ＳＢＩアーキオリティ株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目六番一号	省令第十五条各号に掲げる区分	宮城県仙台市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部は、大島町、利島村、新島	東京都港区六本木一丁目六番一号	平成二十七年九月九日	指定をした日から五年間